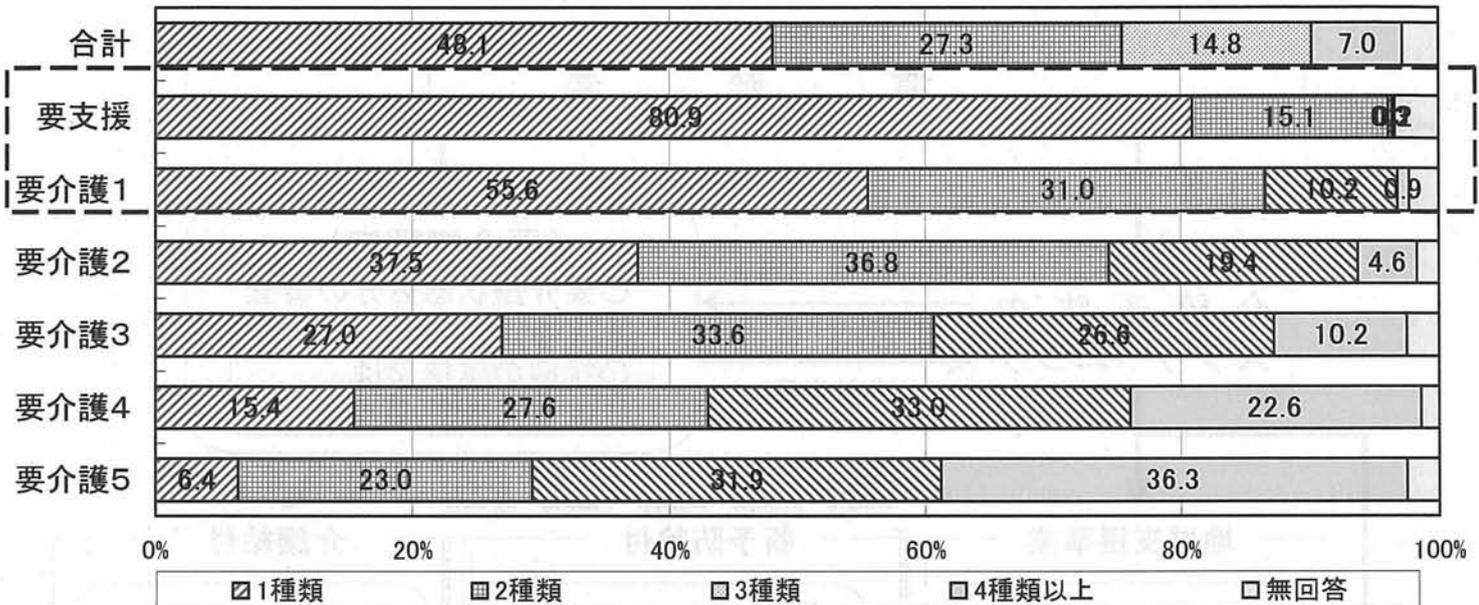
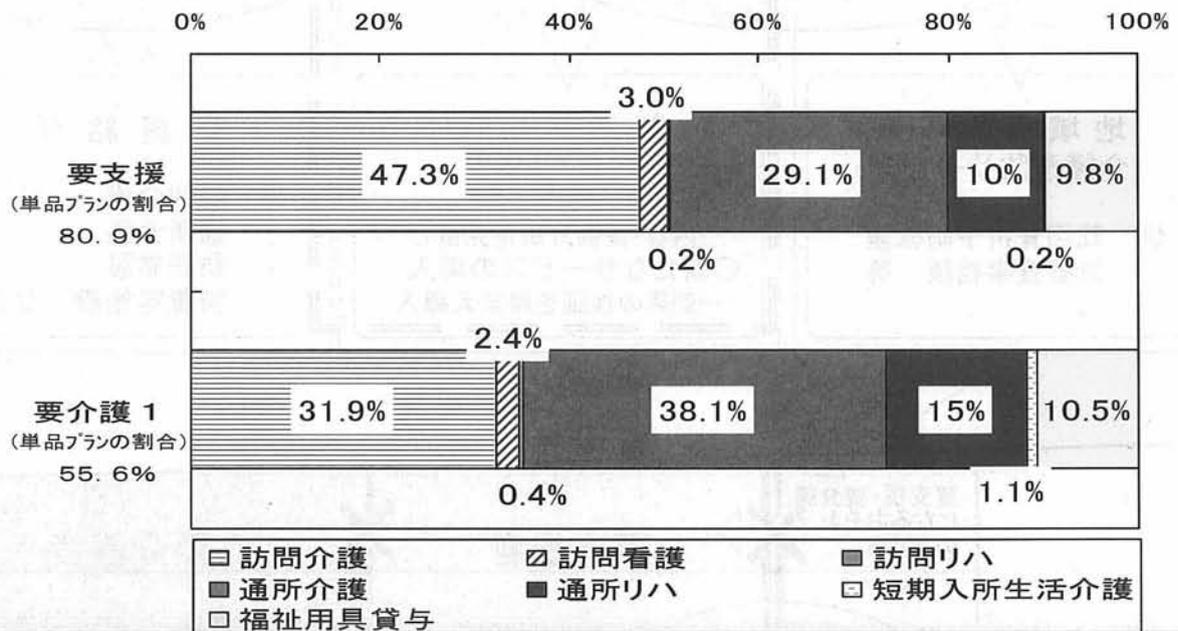


〈ケアプラン上のサービス種類数比較〉



(出典：「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員業務の実態に関する調査」平成15年三菱総合研究所)

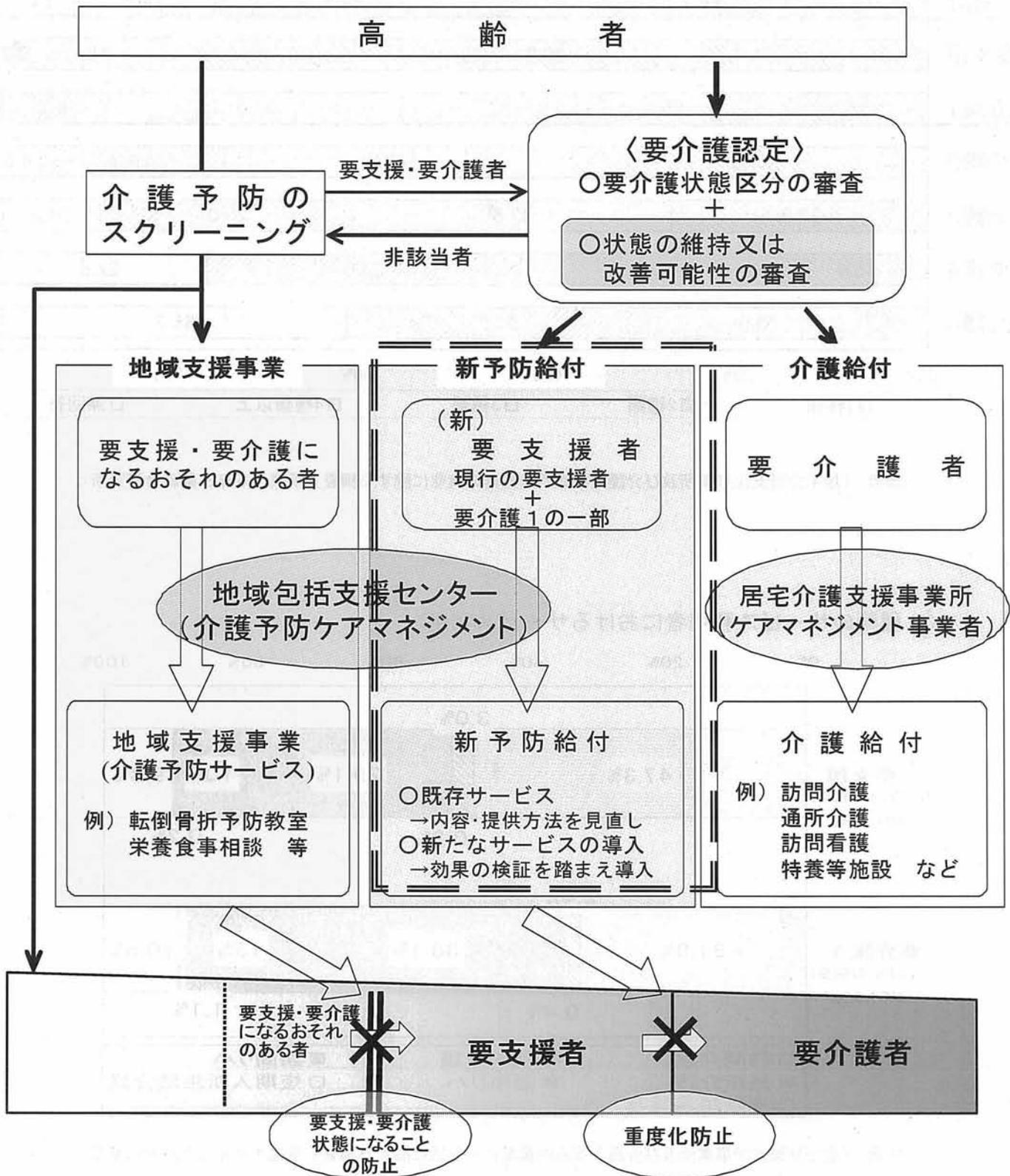
〈1種類のサービス利用者におけるサービス利用〉



(出典：「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員業務の実態に関する調査」平成15年三菱総合研究所)

Ⅲ. 介護予防に関する制度見直しの概要

○介護予防に関する見直しの全体像のイメージとしては、以下の通りである。



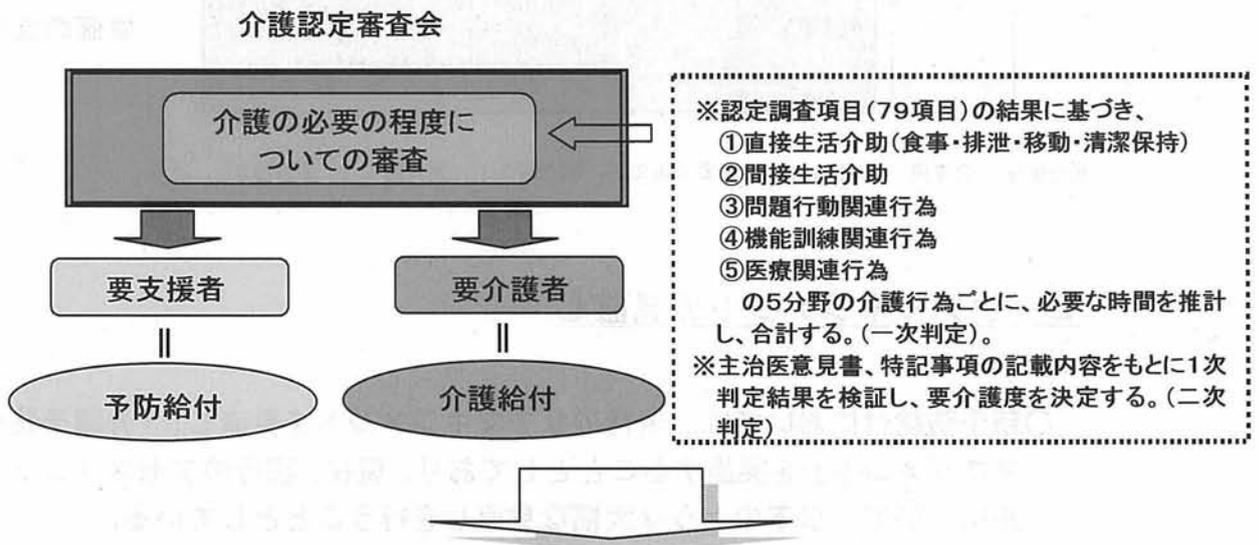
1 軽度者の認定方法の見直し

○新予防給付の対象者については、介護認定審査会において、現行の「介護の必要度」に係る審査に加え、高齢者の「状態の維持・改善可能性」の観点から審査を行い、その結果を踏まえ、市町村が決定する。

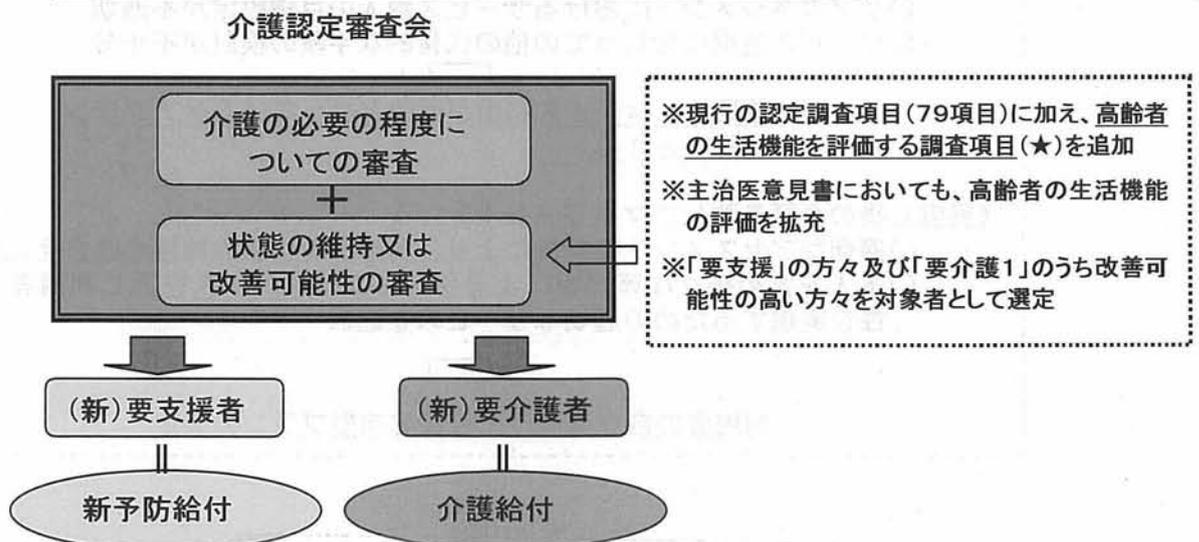
○具体的には、新予防給付の対象者としては、現行の要支援者に加え、要介護1の者のうち、以下の①～③に該当しない者が考えられる。

- ①疾病や外傷等により、心身の状態が安定していない状態
- ②認知機能や思考・感情等の障害により、十分な説明を行ってもなお、新予防給付の利用に係る適切な理解が困難である状態
- ③その他、心身の状態が安定しているが、新予防給付の利用が困難な身体の状態にある状態

〈現行の介護認定審査会における審査・判定スキーム〉



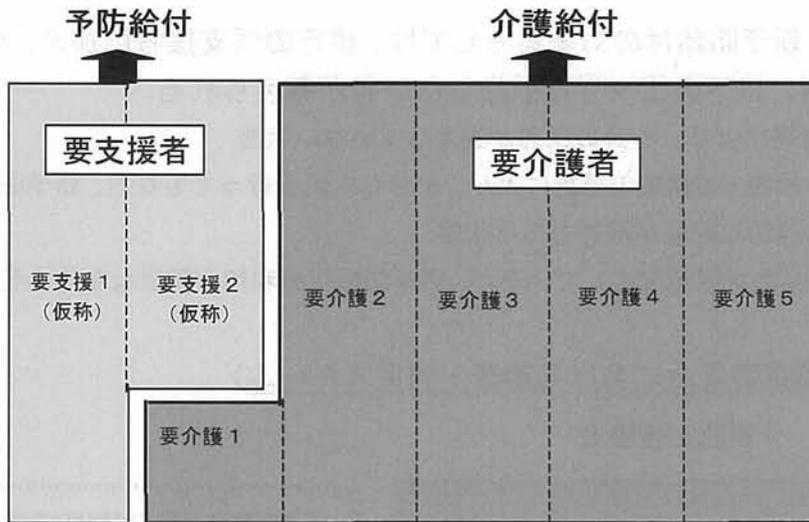
〈見直し後の介護認定審査会における審査・判定スキーム〉



★新たに追加する認定調査項目

「日中の生活」、「外出頻度」、「家族・居住環境、社会参加の状況などの変化」

〈見直し後の保険給付と要介護状態区分のイメージ〉



◎要支援者は予防給付、要介護者は介護給付とする。

◎給付の効率化の観点から、要支援者に対する新予防給付については、支給限度額、報酬単価の見直しを行う。

現行区分： 要支援 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5

2 ケアマネジメントの見直し

○新予防給付においては、現行のケアマネジメントを見直し、「介護予防ケアマネジメント」を実施することとしており、現在、現行のアセスメントツールについて、以下のような大幅な見直しを行うこととしている。

〈現行のケアマネジメントの問題点〉

- ケアマネジメントにおけるサービス導入の目標設定が不適切
- サービス選択に当たっての他の代替的な手段の検討が不十分

結果的にサービス利用が目的となっているケアプランが策定される

〈見直し後の介護予防ケアマネジメント〉

- 適切なアセスメントの実施により、利用者の状態の特性を踏まえた目標を設定
- 本人を含め様々な専門家によるケアカンファレンスを通じ利用者の改善可能性を実現するための適切なサービスを選択

利用者の自立に向けた目標志向型プランの策定

※介護予防ケアマネジメントのポイント

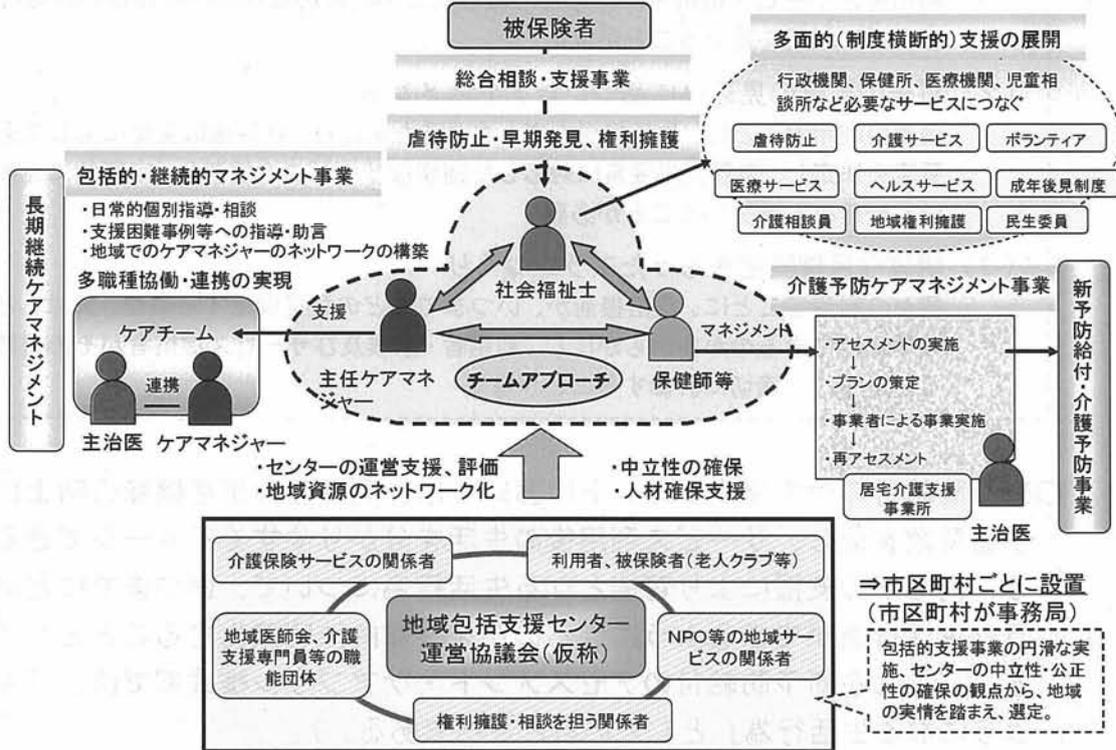
- (1) 目標の共有と利用者の主体的なサービス利用
利用者サービス提供者による生活機能向上のための目標の共有及び利用者の主体的なサービス利用を進めることが重要
- (2) 将来の改善の見込みに基づいたアセスメント
個々の利用者ごとに、生活機能を向上させるためには、状態像の変化に応じて必要な支援要素を決定し、当該支援要素に対応した適切なサービスを調整し、定期的に見直しをしていく仕組みを構築することが必要
- (3) 明確な目標設定をもったプランづくり
個々の利用者ごとに、生活機能が、いつまでにどの程度向上するのか、又は、どの程度の期間維持できるのかを明らかにし、利用者・家族及びサービス提供者がその目標を共有するとともに、適切に評価することが重要

○新予防給付のケアマネジメントにおいては、利用者の生活機能の向上に対する意欲を促し、サービス利用後の生活を分かりやすくイメージできるよう、何らかの支援により可能となる生活行為について、いつまでにどのような生活行為ができるようになるのかを具体的に明確化することとしている。（これを新予防給付のアセスメント・ケアプラン様式案では、「するようになる生活行為」としているところである。）

○また、介護予防ケアマネジメントの実施については、

- ①軽度者については、地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブのボランティア活動など、地域における介護保険以外の様々なサービスを利用することが考えられること、
- ②介護予防の効果を高める観点からは、要支援・要介護の非該当者から、見直し後の要支援者（現行の要支援者＋要介護者の一部）に至るまで、連続的・一貫したケアマネジメントを実施することが必要であることから、地域における高齢者全般を視野に入れることができる市町村を責任主体とし、新たに市町村等により設置される地域包括支援センターにおいて、行うこととしている。

地域包括支援センターのイメージ



地域支援事業（介護予防事業）：

主に虚弱高齢者に対して、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」、「閉じこもり予防・支援」「うつ予防・支援」「認知症予防・支援」に関するサービス等を提供する。